

漁業関係法令違反に係る行政処分の事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この事務処理要綱は、漁業関係法令違反（以下「漁業違反」という。）に係る行政処分について、漁業関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(行政処分)

第2条 この事務処理要綱でいう行政処分とは、熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2。以下「規則」という。）第50条第1項及び第52条第1項の規定に基づく船舶の停泊命令をいう。

(司法手続きとの関係)

第3条 行政処分は、漁業違反に対する司法手続きを行う場合にあっては、原則として司法処分の確定後に行うものとする。ただし、漁業違反が明らかなもので、早急に行政処分を行うことが漁業秩序の維持を図るために有効であると認められる場合には、司法処分確定前に行うことができる。

2 漁業違反に対する司法手続きを行わない場合は、早急に行政処分手続を行うものとする。

(聴聞等)

第4条 規則第50条第3項及び第52条第3項の聴聞の手続きは、行政手続法（平成5年法律第88号）により行うものとする。

2 前項に規定する聴聞は、原則として年2回実施する。ただし、早急に行政処分を行うことが、漁業秩序の維持を図るために有効であると認められる場合は、その都度行うものとする。

3 聴聞期日及び場所は、漁業違反者が本県内に住所を有する場合は当該違反者及び違反者の所属する漁業協同組合長に対し、また漁業違反者が本県外に住所を有する場合は当該違反者及び違反者の住所の属する都道府県の取締担当部局に対し、文書により通知するものとする。

4 被聴聞者から前項の通知により指示した聴聞の期日又は場所について変更の願いがあり、知事がやむを得ないと認めた場合は、これを変更することができるものとする。ただし、聴聞の期日の変更は、前項の通知で指定した期日から起算して30日以内において行うものとする。

(停泊期間の起算日)

第5条 行政処分に伴う停泊期間の履行開始日は、前条に定める聴聞を行った日から起算して30日以内の知事が指定した日とする。

(行政処分の保留)

第6条 漁業違反者はその使用に係る船舶を第4条に定める聴聞の期日前に廃船、売却等により、保有していないことを証する書面を知事に提出した場合は、当該違反者に対する行政処分は、第4条に定める聴聞の期日から起算して3年間保留するものとする。

(船舶に対する停泊命令)

第7条 行政処分に伴う停泊期間は、別表のとおりとする。

2 複数の漁業違反を同時に行った場合の行政処分は、各漁業違反に係る前項の別表に定める停泊期間のうち最も長い停泊期間を適用するものとする。

3 漁業違反者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の別表に定める停泊期間に10日以内の期間を加算するものとする。

- (1) 1年以内に2回以上の漁業違反(漁業監督吏員が警告又は指導を行った漁業違反を除く。)を行った者
- (2) 取締業務に関して漁業監督吏員及び漁業取締従事職員に対し、悪質な抵抗を行った者
- (3) 取締行為に対して旋廻航行又はロープを流す等により逃走や妨害行為を行った者
- (4) 証拠隠滅を図ろうとした者
- (5) 漁業違反時に漁業協同組合の役員等指導的立場にある者

(行政処分の併合等)

第8条 漁業違反者が違反行為にかかる行政処分を受けないうちにさらに漁業違反を行った場合は、未処分の違反行為に対する行政処分に、新たに違反行為に対する行政処分を併せて行うことができる。

2 漁業違反者が行政処分に違反した場合は、再度、原行政処分による停泊期間に、違反に係る不履行期間を加算した停泊期間を命ずるものとする。

(情状酌量)

第9条 漁業違反の実状等により、情状を酌量することが妥当と認められる場合には、第7条第1項に定める停泊期間から7日以内の期間を減ずることができる。

(犯数の計算)

第10条 犯数の計算に当たっては、当該違反行為の日から起算して3年間に行った漁業違反(漁業監督吏員が警告又は指導を行った漁業違反を除く。)に係る回数を通算するものとする。

2 複数の漁業者間において、同一の生計を営み又は同等の経営の実態があるものと認められる場合は、当該複数の漁業者が日時を異にして個別に漁業違反を行った場合であっても、各漁業者の漁業違反を同一の漁業者が行ったものとみなし、最も新しく漁業違反を行った漁業者に対し犯数を通算するものとする。

(停泊港)

第11条 停泊港は、漁業違反者の使用に係る船舶の主たる係留港とする。ただし、過去に行政処分に違反した前歴がある漁業違反者の使用に係る船舶については、三角港又は牛深漁港を停泊港として指定することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 漁業関係違反に対する行政処分基準並びに運用について(昭和62年4月1日制定)は廃止する。
- 3 この要綱施行前に行った違反行為のうち、行政処分が決定していないものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年2月8日から施行する。

漁業違反行為に対する基準日数

別表(第7条関係)

平成23年2月8日改正

| 違反条項 | 違反行為の種類 | 中型まき網 | | | 小型機船底びき網 | | | 建網 小型まき網 機船船びき網 吾智網 | | | その他の知事許可 | | |
|-------------------|-----------------------------------|---|------|------|----------|----|----|------------------------------|----|----|----------|----|----|
| | | 初犯 | 2犯 | 3犯 | 初犯 | 2犯 | 3犯 | 初犯 | 2犯 | 3犯 | 初犯 | 2犯 | 3犯 |
| 農令六4条1項、2項 | 漁具漁法の禁止 | | | | 20 | 30 | 40 | | | | | | |
| 法65条1項 〃 66条1項 | 無許可操業 | 20 | 30 | 40 | 20 | 30 | 40 | 15 | 25 | 40 | 15 | 25 | 40 |
| 〃 67条11項 | 知事命令(委員会指示) | 20 | 30 | 40 | 20 | 30 | 40 | 15 | 25 | 40 | 15 | 25 | 40 |
| 規則14条 | 制限又は条件 | 15 | 25 | 40 | 15 | 25 | 40 | 15 | 25 | 40 | 10 | 20 | 40 |
| 〃 15条 | 許可内容 | 15 | 25 | 40 | 15 | 25 | 40 | 15 | 25 | 40 | 10 | 20 | 40 |
| 〃 35条 | 禁止期間、所持・販売(小型まき網を除く) | | | | 10 | 20 | 40 | 10 | 20 | 40 | 7 | 15 | 40 |
| 〃 40条 | 禁止区域 | 10 | 20 | 40 | 15 | 25 | 40 | 10 | 20 | 40 | 7 | 15 | 40 |
| 〃 41条 | 馬力数の制限 | | | | 15 | 25 | 40 | | | | | | |
| 〃 34条の2 | 保護水面における採捕禁止 | ※1 その他の違反 規則11条1項 許可証の携帯義務 〃 11条3項 許可証の写しの返納 〃 12条 許可証の譲渡貸付の禁止 〃 13条1項 許可番号の表示 (小型機船底びき網及び吾智網に限る) 〃 17条 許可証の書換え申請 〃 18条 許可証の再交付申請 〃 20条1項 許可証の返納 〃 20条2項 許可証返納不能の届出 〃 29条2項 相続又は合併の届出 〃 31条4項 休業の届出 〃 31条5項 就業の届出 | | | | | | | | | | | |
| 〃 36条 | 体長等の制限、所持・販売 | | | | | | | | | | | | |
| 〃 38条 | 漁具漁法の制限及び禁止 | | | | | | | | | | | | |
| 〃 39条 | 網目等の制限(小型機船底びき網、吾智網及びその他の知事許可に限る) | | | | | | | | | | | | |
| 〃 42条 | 河口付近における採捕制限(その他の知事許可に限る) | | | | | | | | | | | | |
| 〃 44条 | 電気設備の制限(中型まき網、小型まき網及びその他の知事許可に限る) | | | | | | | | | | | | |
| | その他の違反 ※1 | 初犯8 | 2犯10 | 3犯40 | | | | | | | | | |
| | 熊本有明海における小型機船底びき網漁業 | | | | 40 | | | | | | | | |

農令六:小型機船底びき網漁業取締規則(S27. 3. 10農林省令第6号)

法:漁業法

規則:熊本県漁業調整規則